

きます。再契約の申し入れをされた場合、「専用施設成果報告書」及び「専用施設次期計画書」を提出してもらい、それぞれにおいて評価及び審議を行い、次期計画が認められれば、再契約（契約期間10年）をすることができます。

この度の第2回選定委員会にて、以下の専用施設の「契約期間満了に伴う評価」及び「次期計画の審査」が行われました。

- ・兵庫県ビームラインID（BL24XU）
- ・産業用専用ビームライン（BL16XU、BL16B2）

両専用施設とも成果は高く評価され、次期計画も認められました。これにより、今後も専用ビームラインを使用し、次期利用計画を進めていくことが可能となりました。

SPring-8専用ビームライン建設について

登録施設利用促進機関
財団法人高輝度光科学研究センター
利用業務部

SPring-8では、国内外の企業、独立行政法人やその連合体など、自分たちの利用目的に合ったビームラインを自分たちだけで利用されたい場合に、審査を経てビームラインを建設していただくことができます。申請は随時受け付けています。

申請書、審査および建設が認められてからの手順の詳細については以下のホームページをご覧ください。

<http://www.spring8.or.jp/ja/>

ホーム > サポート情報 > お問い合わせ > SPring-8の利用について > 専用ビームライン

User Information Website

http://user.spring8.or.jp/6_2_contract_p.jsp

問い合わせ先 〒679-5198 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1
(財)高輝度光科学研究センター
利用業務部 池田博和
TEL : 0791-58-0961 FAX : 0791-58-0965
e-mail: sp8cbl@spring8.or.jp